

- 4 被保險者の家族に對する給付の制を法定の制度とすること(現行法に於ては任意的制度なり)
5 被保險者の配偶者にも分娩費を支給するものとすること

四 保険醫及保険薬劑師の制度を左の如く改善すること

- 1 地方長官は一般醫師、歯科醫師、薬剤師に就き
保険醫又は保険薬劑師たることを指定することと
し、且正當の事由なくして保険醫又は保険薬劑師
たることを拒み得ざるものとすること

- 2 保険醫又は保険薬劑師より保険者に請求すべし
療養の給付に關する額は醫師會等の意見を聽き主
務大臣に於て定むるものとすること

- 3 行政官廳は當該官吏をして診療録其の他の帳簿
書類を検査せしめ得るものとすること

- 5 被保險者の爲にする福利施設を強化し得るの方途
を講ずること
1 保険者は、自ら被保險者等の爲にする福利施設
を設置するのみならず、他に此の種施設を爲すもの
のあるときは之に對し助成金を交付し得るものと
すること

- 2 主務大臣は保険組合に對し被保險者等の爲にす
る福利施設の設置を命じ又は之に必要な費用の
支出を命じ得るものとすること
3 保険組合聯合會を置くの制を設け、聯合會に對
しても前掲(2)の命令を爲し得るものとすること

醫療法案要綱

- 1 國民に適正なる醫療を受けしめ以て國民保健の向

上を圖る爲醫療法を制定し現行醫師法及齒科醫師法の内容は本法に統合規定すること

- 二 醫師の本分を明定し以て醫道の振作、醫術の進歩
に資すること

- 三 病院、診療所及產院の開設には許可を要すること
とし以て醫療施設の適正なる配置に資すること

- 四 厚生大臣必要ありと認むるときは醫師及齒科醫師
の免許を初めて受けたる者に付一定期間内に其の勤
務指定を爲し得るものとすること

- 五 厚生大臣必要ありと認むるときは醫療關係者に對
し醫療内容に付必要な措置を講じ得ることとし、
又醫療關係者をして醫療上必要な事項の修習を爲
さしむることを得ることとし以て醫術の向上に資す
ること

- 六 厚生大臣は醫療報酬及給與高きに失する場合に於
て之が抑制に付必要な措置を講じ得るものとする
こと

- 七 醫師會及齒科醫師會の使命、會員の範圍其の他に
付必要な改正を加へ以て其の公共的活動の強化を
図ること

八 醫療施設の普及並に醫療内容の向上に資し併せて
醫師の醫療經營上の負擔輕減に資する爲左の要領に
依り日本醫療團を設置すること

- 1 日本醫療團は法人とし政府の保健國策に即應し
醫療の普及向上を圖るを目的とすること
2 日本醫療團は左の業務を行ふこと

所得稅法中改正法律案に於ける扶養家

族控除制度の擴充

- 分類所得稅に於ても一般增稅方針に隨ひ稅率の引上

- 3 日本醫療團に總裁、副總裁、理事、監事、顧問
及評議員を置き厚生大臣に於て任命すること
4 政府は日本醫療團に對し出資するものとする
こと

- 3 日本醫療團に總裁、副總裁、理事、監事、顧問
及評議員を置き厚生大臣に於て任命すること
4 政府は日本醫療團に對し出資するものとする
こと

- 5 日本醫療團は醫療債券を發行し得ること
6 政府は日本醫療團に對し必要な助成及保護を
爲すこと

- 5 日本醫療團は醫療債券を發行し得ること
6 政府は日本醫療團に對し必要な助成及保護を
爲すこと

- 7 日本醫療團の事業に對しては國稅及地方稅減免
の途を講ずること

- 8 日本醫療團は他の醫療施設の讓受又は借受を爲
すことを得ること
右讓受又は借受の協議調停はざるときは特定のもの
に付ては主務大臣は審査會の意見を聽き之を裁定
することを得ること

- 9 日本醫療團は其の業務の用に充つる爲必要的な
土地又は土地に關する所有權以外の權利を收用又
は使用し得るものとすること

- 10 日本醫療團は厚生大臣の監督を受くること

所得稅法竝に恩給法中改正法律案に
於ける人口政策的考慮

- 第七十九回帝國議會に提出せらるる增稅等に關する法
律案中の所得稅法の改正竝に恩給法中改正法律案は共
にその要綱の閣議決定を見るに到つたが、特に人口政
策的老慮を加へられたる點を示せば左の如くである。

(勤労所得の場合は百分の六より百分の十へ)及び免稅點又は基準控除額の引下(勤労所得の場合は七百二十圓より六百圓)が行はれるが、之と共に扶養家族控除の恩典は擴充される。

即ち扶養家族控除は現行の一人に付年十二圓(月一圓)を年二十四圓(月二圓)に改むる外、扶養家族中子五人以上ある時は右控除額は年三十六圓(月三圓)に引き上げられる。尙扶養家族の控除は綜合所得稅を納むる者の分類所得稅についても認められることとなる。

恩給法中改正法律案に於ける遺族員數に因る加給制度の制定

また恩給法中改正法律案要綱は左の如くで、第三項は人口政策的考慮を加味せるものとして注目される。

恩給法中改正法律案要綱

一 戰務加算は現行法に於て戦地戦務加算一月に付三月、戦地外戦務加算一月に付一月を加算すとあるを戦地と戦外地とを問はず何れの地域に於ても戦務の内容に依り一月に付三月以内に於て適當なる加算を爲し得ることにせんが爲戦地戦務と戦地外戦務との區別を廢し一月に付三月以内の加算を爲すことに改むること

二 左の遺族扶助料は一定額以下のものに付相當増額すること

1 戰鬪公務死に因る扶助料
2 普通公務死に因る扶助料
3 遺族扶助料の遺族の員數に因る加給額は現行法に於ては三人以上五人迄は順次累増し六人以上は五人

の場合と同額なるも六人以上に付ても其の員數に應じ増額することに改むること

拓務省の満洲開拓第二次五箇年計畫

要綱の發表

二十箇年百萬戸五百萬戸入植を目標とする満洲開拓移民政策は昭和十六年を以てその第一期五箇年計畫を終了し、十萬戸入植豫定に對して八萬一千餘戸送出といふ概ね順調な實績を擧げたが、拓務省に於ては第二期五箇年計畫を立案、昭和十七年一月六日の閣議は之を正式決定、同日上奏御裁下を得て、その要綱を發表した。之を掲ぐれば次の如くで、第一期計畫を通じ累計三十萬戸の送出を目標としてゐる。

満洲開拓第二次五箇年計畫要綱

方針

満洲開拓政策第二期五箇年計畫は東亞共榮圈内に於ける大和民族の配分布置の基本國策に照應し廿箇年百萬戸計畫の開拓政策基本要綱に則り更に第一期五箇年計畫の實績に鑑み現下の戰時態勢に即應し日滿兩國一體的の重要な使命を更に昂揚し特に日本内地人開拓民を中心とする民族協和の確立達成、東亞防衛における北方據點の強化、満洲農業の改良發達及び增産促進に重點を指向して之が策定を爲すものとす。

一 第二期五箇年計畫は廿箇年百萬戸計畫を基準とし第一期計畫を通じ累計卅萬戸に達せしむるを目途とし昭和十七年度以降五箇年間に一般開拓民、義勇隊開拓民を含め廿二萬戸を計畫目標とす、青年義勇隊

に付ては十三萬人を計畫目標とす。

二 第二期五箇年計畫の遂行に當りては一貫せる脈絡の下に各關係機關をしてその綜合的機能の發揮に遺憾無からしむると共に地方指導力の鞏化を期するものとす。

三 開拓民に就ては日滿兩國を通ずる適正なる農村人の維持培養を自途とし農村の再編成を主眼とする分村計畫に依るを原則とし母村と分村、府縣と省縣との精神的、社會的、經濟的連繫の緊密化を圖ると共に之が送出の計畫的且確實なる完遂を期するものとす。時局の進展に基く歸農開拓民に付ては之が保護斡旋に付き特別の考慮を拂ふものとす。

四 青年義勇隊に付ては鄉土部隊編成を一層計畫的ならしめ之が訓練內容及施設の改善充實を圖るものとす。

五 女子に付てはその積極的進出を促進する爲女子一般に對する啓蒙宣傳及教育を更に徹底せしめ女子訓練施設を整備充實し速急に開拓民配偶者の確保を圖るものとす。

六 開拓民指導者の養成確保に付ては速急に之が養成機構を整備すると共に特に青年義勇隊員中より之が適格者を簡拔し養成するの方途を講ずるものとす。

保健畜産指導員に付てはその補充に關し一層有效なる方途を考究するものとす。

七 開拓地農法改善に付ては既定方針に則り之が普及徹底の積極化に付き特段の措置を講ずるものとす。

八 開拓地の設定に付ては綜合立地計畫並に國防上の要請を勘案すると共に入植の實施は可及的集約的且效率的ならしむるものとす之が爲適地調査の能率化